

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十二年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

平成二十二年五月二十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
北斗宅建	奈良市足田町二丁目一番二六―二号	八幡 勝弘	奈良県知事許可（般一七）第一〇六七〇号
一統工務店	奈良市鹿野園町四四二番地の二	針尾 一統	奈良県知事許可（般一七）第一四八七三号
大和庭研	奈良市青野町三八番地B―二〇七号	亀山 卓生	奈良県知事許可（般一八）第一五一三三号
結城建設	大和郡山市西田中町一〇番地三	結城 啓至	奈良県知事許可（般一七）第一一七八六号
川瀬工業	大和郡山市矢田山町三三番地一〇	川瀬 善彦	奈良県知事許可（般一八）第一二三〇〇号
和田ポンプ	天理市櫟本町八一六番地	和田 光吉	奈良県知事許可（般一八）第九七八二号

清武建築企 画	天理市東井戸堂町三三 七番地二	清武 信司	奈良県知事許可（般一八） 第一三六六七号
今坂塗装	橿原市上品寺町三五五 番地の九	今坂 郁夫	奈良県知事許可（般一七） 第一四九七二号
桐エンター プライズ	橿原市葛本町六二〇番 地一〇三	桐 寛	奈良県知事許可（般一九） 第一五三六三号
南都住宅セ ンター	香芝市真美ヶ丘六丁目 二番三号	河谷 佳幸	奈良県知事許可（般一九） 第一二四九五号
大阪信号技 術	生駒郡三郷町立野南一 丁目二三―五―五〇七	尾田 修吾	奈良県知事許可（般一七） 第一四八三八号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく建設業者の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

営業所の所在を確認できないため、平成二十二年三月二十三日付け奈良県公報第二千百五十八号でその旨を公告したが、公告の日から三十日を経過しても申出がなかった。

このことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。